

各事務・事業費の整理

(全員賛成で可決)

12月 定例会

平成28年12月定例会は、2日から9日までの8日間の会期で開きました。

町長から提出された案件は工事案2件、協議案1件、指定案1件、条例案11件、予算案5件、和解及び損害賠償の額の決定、すべてを原案のとおり可決しました。

一般質問には6議員8項目の質問があり、議員提出議案1件を審議しました。

臨時福祉給付金事業 1億2,387万円増額

平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して給付する臨時的な措置。

国の経済対策の一環として、平成29年4月～平成31年9月までの2年半分の給付額を二括して給付。

給付対象者は市町村民税(均等割)が課税されていない者で、給付額は一人につき1万5千円。

障害児施設給付費

1,900万円増額

身体・知的などに障がいのある児

童が「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」等の障がい児通所サービスを受ける場合に費用の扶助を行う。

前年度より利用者数及び利用回数が増えていることによる増額。

特に「放課後等デイサービス」の利用者が増えている。

補装具費

224万円増額

障がい児(者)の身体上の障がいを補い、日常生活における能率の向上のために、義肢や義眼、補聴器等の補装具の交付や修理費用の扶助を行う。

支給額が前年度同時期を大幅に上回り、上半期と同額の給付見込額を増額。

宇美タンポポ保育園運営負担金 336万円増額

未満児クラスの入所児童数の増加に伴い、実績見込額に基づく経費を増額。

認定こども園施設型 給付費負担金

1,266万円増額

空とぶくじら幼稚園・チムーズENGLISHスクール等の入所児童区分(幼稚園部・保育園部)変更及び入所児童数の増加に伴い、実績見込額に基づく経費を増額。



原田保育園クリスマス会



柳原保育園クリスマス会

道路改良工事請負費

1千万円増額

町道井野～吉原線と町道柳原(大名坂線の舗装修繕工事の事業範囲を延伸したことによる増額。



ひばりが丘入口修繕工事

減額補正された主なもの

まちづくりアンケート調査業務委託料 ▲148万円

障害者自立支援給付費 ▲1,800万円

町立保育園給食材料購入費 ▲497万円

保育士派遣業務委託料 ▲322万円

宇美八幡宮保育園運営負担金 ▲426万円

延長保育事業費補助金 ▲587万円

(万円未満四捨五入)

平成28年度一般会計補正予算(第3号) 1億2,180万円増額し総額120億239万円

工事請負契約の変更

宇美東小学校校舎棟改修工事
の請負契約額の変更

請負契約額

変更前

2億 74万3,920円

変更後

2億400万6,600円

外壁改修箇所が増加。

(賛成10…反対1で可決)

井野小学校体育館改修工事の
請負契約額の変更

請負契約額

変更前

5,713万2,000円

変更後

5,742万 360円

外壁改修箇所が増加。

(賛成10…反対1で可決)

Q 設計の段階で改修箇所を見
つけることはできなかったのか。

A 高所作業車などを利用し、目
視と一部打診による調査を行った。

目視によっては、発見しづらい
箇所もあり、改修箇所が結果的に
増加した。

協議

北筑昇華苑組合の共同処理す
る事務の変更及び組合規約の
一部変更に関する協議

平成29年4月1日から新宮町

相島地区を事務の共同処理区域
とする。

(全員賛成で可決)

指定管理者の指定

宇美町働く婦人の家(しゅず
うみ)の指定管理者を指定

指定管理者

社会福祉法人

宇美町社会福祉協議会

指定期間

平成29年4月1日から

平成32年3月31日まで

(賛成10…反対1で可決)

反対討論

指定管理者制度そのものに反
対。施設は町が直接管理すべき。

主な条例

町税条例及び町税条例等の一
部を改正する条例の一部改正

町税等に係る延滞金の計算にお
いて控除期間を設けることなどに
ついて改正。

(全員賛成で可決)

宇美町下水道条例の一部改正

汚水排水量が0m³の場合、基本
使用料を970円から480円へ
改正。

(全員賛成で可決)

宇美町健康福祉センター条例
の一部改正

ボランティア・町民活動支援セン
ターを宇美町働く婦人の家(しゅ
ずうみ)へ、宇美町子育て支援セン
ターを宇美町健康福祉センターへ
移設することに伴い、宇美町健康
福祉センター条例における実施事
業及び管理運営について改正。

(全員賛成で可決)

宇美町はり・きゆう費支給条
例を廃止する条例

利用者の減少及び町内施術者
の廃業等に鑑み、平成29年4月1
日に条例を廃止。

(賛成9…反対2で可決)

反対討論 提案理由に納得がい
かない。利用者が減ったから切り
捨ててもいいのか。将来のために
も制度は残すべき。

賛成討論 昭和53年4月に条例
施行され、高齢者に対し、はり・
きゆう施術費の一部を支給する
ことにより、高齢者の健康管理と
福祉向上に寄与、また、視覚障が
い者が開業する、はり・きゆう院
の経営助成と自立支援が制定時
の目的であった。

利用者の激減、視覚障がい施術
業者の廃業でやむを得ない。

議員発議

地方議会議員の厚生年金制度
への加入を求める意見書提出

地方議会議員の厚生年金制度
加入のための法整備を求める。

(全員賛成で可決)